

令和6年度和歌山県デジタルマーケティング講習企画運営業務 仕様書

1 目的

和歌山県は、和歌山県内に拠点を持つ事業者（以下「県内事業者」という。）がデータやデジタル技術を活用したマーケティング手法（以下「デジタルマーケティング」という。）を習得し、ビジネスモデルの変革を遂行する基礎力を養う機会を提供するため、デジタルマーケティング講習を開講する。

2 業務内容

(1) デジタルマーケティング講習の企画・運営

- ア 受託者は、デジタルマーケティング講習（以下「本講習」という。）を開講するに至った背景及び目的を十分理解し、そのコンセプトを企画提案書に記載すること。
- イ 受託者は、前項で定めたコンセプトを達成しうる講習内容及び運営体制を提案し、実行すること。なお、講習内容は、実際の受講者の習熟レベルに応じて柔軟に対応できることが望ましい。
- ウ SNSを活用した集客手法やSEO対策などの講習は必修（以下「必修講座」という。）とすること。ただし、必修講座に加え、本講習の目的を更に効果的・機能的にする講習内容を提案できる場合、それを企画提案書に含めること。なお、必修講座は、30時間程度の学習コンテンツを目途に形成すること。
- エ 受託者は、オンライン学習サービス等を用い、県内事業者が受講しやすい方法で年2回以上の開講時期（例：前期-後期）を設けること。また、開講期間は4か月間程度とし、開講期間内に2回程度（年間のべ4回程度）の双方向型講習を開講すること。
- オ 受託者は、開講時期ごとにオンラインワーク等による実践的かつ発展的内容を組み込むこと。なお、講習内容との齟齬が生じないように、オンラインワーク等の講師はオンライン学習サービスに講座提供している講師がとすることが望ましい。
- カ 受託者は、本講習の受講者を募る際に必要となる資材（説明資料・ロゴ等）の材料を提供すること。

(2) 講習の管理

- ア 講習のコンテンツ
受託者は、契約期間中において、新たなコンテンツが公開された場合、追加費用なく公開し、受講者が受講できるようにすること。
- イ 受講者の登録及び割当等
受託者は、県から受講者に関する情報を得た際には、受講に必要な登録や割当を行うこと。
- ウ 学習状況の管理
受託者は、オンライン上で、受講者の学習状況を把握できるようにすること。なお、受講者の学習意欲の向上を図るため、受講者に対し、推奨コンテンツ等を周知できることが望ましい。

(3) デジタルマーケティング講習の対象者

- ア 受託者は、本講習を県内事業者の営業又はマーケティング実務担当者が受講することを想定すること。
- イ 受託者は、本講習の対象者がのべ100名程度となることを想定すること。
- ウ 受託者は、本講習の対象者が、B to Cビジネス及びB to Bビジネスを展開する県内事業者であることを想定すること。

(4) 講習の効果測定方法の企画・実施

- ア 受託者は、本講習の受講効果を捕捉できる方法を企画すること。
- イ 受託者は、前項の方法等により、本講習の学習効果を測定し、県に報告すること。

(5) 成果物の作成

受託者は、本事業における受講者の学習状況や効果測定結果を成果物としてまとめ、事業報告書とすること。

3 予算上限額

金6,930,000円（うち、消費税及び地方消費税の額630,000円を含む）

4 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）

5 その他留意事項

- (1) 受託者は、本業務が、厚生労働省の雇用開発支援事業費等補助金（地域活性化雇用創造プロジェクト）に採択された事業（以下「地プロ」という。）に係る業務であることに留意すること。
- (2) 受託者は、県が本業務に関する地プロ関係者への情報提供を求めた際には、速やかに情報提供すること。
- (3) 受託者は、業務の遂行に関し、本仕様書及び提案書に沿って実施すること。
- (4) 受託者は、本仕様書にないものは県との協議により定めること。
- (5) 受託者は、県と協議した際には、速やかに協議内容を記録し、随時、県へ提出すること。
- (6) 受託者は、業務の内容及び範囲について、本県と十分協議し、業務の目的を達成すること。
- (7) 受託者は、県内事業者の受講状況を把握し、定期的に県に報告すること。
- (8) 受託者は、本業の遂行により知り得た情報を、善良なる管理者の注意をもって管理すること。
- (9) 受託者は、本講習を円滑に運営し、トラブル等が生じた際は柔軟に対応できる体制を構築し、対応すること。
- (10) 受託者は、本契約に関する証憑書類等を事業完了後5年間保存すること。